

# 栃木市土木工事情報共有システム試行要領

## (目的)

第1 この要領は、栃木市が発注する建設工事（営繕工事を除く）における工事施工中の受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、「情報共有システム」を試行するにあたり、必要な事項を定めるものである。

## (用語の定義)

第2 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

### (1) 情報共有システム

建設工事において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

### (2) 受注者

受注者とは、建設工事において発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主にいう。

なお、監理技術者や主任技術者などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

### (3) 発注者

発注者とは、建設工事において受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）を主にいう。

なお、検査職員や発注担当所属職員などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

### (4) 工事帳票

本要領における工事帳票とは、栃木県土木工事共通仕様書（栃木県県土整備部）で定義する「書面」をいう。

具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。

なお、「情報共有システム」による打合せ簿等の「発議・提出・受理」などの処理を行うことで、紙への「署名または押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、「情報共有システム」で処理した打合せ簿等も、「書面」として有効であり、紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後においては、「情報共有システム」から電子データを移管しても受発注者の「署名または押印」と同等の記録が各工事帳票に記録されている必要がある。

## (対象工事)

第3 栃木市が発注する全ての工事（営繕工事を除く）を対象とし、受注者が希望する場合にシステム利用を実施する。

(機能要件)

第4 本要領において使用できる「情報共有システム」は、国土交通省の「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している「情報共有システム提供者における機能要件」を満たし、栃木県が求める機能(PDF、SFCが表示可能なこと)を満たすもの、かつLGWAN-ASPに対応しているものの中から、受発注者で協議して決定する。

(対象とする工事帳票)

第5 「情報共有システム」で対象とする工事帳票は別表1を参考に、受発注者で協議して決定する。なお、栃木県様式が定められている工事帳票が、「情報共有システム」で作成できない場合は、国土交通省の様式を準用することができる。

(対象とする工事帳票の決裁)

第6 対象とする工事帳票の決裁は、「情報共有システム」上で行うものとする。ただし、電子化を行わない書類の決裁は、従前どおりの方法によるものとする。

(工事検査)

第7 工事検査(工事完成検査、既済部分検査、中間検査)においては、「情報共有システム」で処理した工事帳票は紙に出力せずに、電子データを利用し検査する。

(データ移管、提出)

第8 受注者は、工事完成検査の終了後に「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、発注者に提出するとともに、必要な工事書類の保管を行うものとする。なお、提出データは、工事写真データと同じ媒体に保存し提出することができる。

(利用に係る経費)

第9 「情報共有システム」の利用に係る経費(登録料及び利用料)は、共通仮設費(技術管理費)の率計上分に含まれている。

(利用上の留意点)

第10 受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

(1) 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化

すべての関係者が情報共有システム提供者からID・パスワードを入手したうえで情報共有システムを利用し、すべての関係者がシステムの利用を習慣化すること。

(2) ID・パスワードの管理の徹底

システム使用者の特定をするため、受発注者は担当者ごとに個別ID・パスワードを作成し、徹底して管理を行う。

(3) フォルダ構成の統一

フォルダ構成は、監督・検査業務における効率化を図るため、別表2のとおり統一すること。

(4) 通信環境の整備

奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用を開始するまでに情報共有システムの奨励環境を用意するものとする。

(情報漏えいの防止)

第11 受発注者は、当該工事において知り得た情報及び個人情報等の保護の重要性を認識し、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行う。

(その他)

第12 本要領に定めがない事項に関しては、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

(別表1) 工事資料提出書類一覧表

工事資料名	添付書類	試行対象 ※1	備考
施工計画			
施工計画書	再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書 建設副産物処理承認申請書	○	産廃処理業者の許可証、 契約書写し、搬出ルート図 収集運搬業者の許可証、 契約書写し、登録車両一覧
設計図書照査表		○	
工事測量成果表		○	仮 BM 設置など
工事測量結果		○	
施工管理			
工事打合せ簿		○	
協議資料		○	関係機関協議、近隣協議
確認・立会願	状況写真、資料	○	
安全管理			
工事事務報告書		○	
工程管理			
工事履行報告書	工事実施工程表 (フォローアップ時のみ)	○	
その他			
建設副産物処理調書	処理場の実態を確認できる写真、 残土調書、マニフェスト集計表	○	
再資源化等報告書		○	建設リサイクル法18条
再生資源利用実施書 ・再生資源利用促進実施書		○	
施工体制台帳		×	
使用材料報告書		×	
工事写真 ※2		×	栃木市工事写真電子納品実施要領に基づき提出
施工管理報告書		×	
その他		協議	創意工夫提案資料等

※1 「○」：情報共有システム試行対象とする。

「×」：情報共有システム試行対象外とする。

「協議」：情報共有システムの利用について、受発注者間で協議する書類とする。

※2 「工事写真」：栃木市工事写真電子納品実施要領に基づき提出することから、情報共有システム試行対象外とする。

※3 提示書類は情報共有システムでの提示はしない。

(別表2) フォルダ構成

フォルダ		書類の名称
第1階層	第2階層	
施工計画	計画書	施工計画書
	設計照査	設計図書照査表
		工事測量成果表
		工事測量結果
施工管理	工事打合せ簿（指示）	工事打合せ簿（指示）
	工事打合せ簿（協議）	工事打合せ簿（協議）
	工事打合せ簿（承諾）	工事打合せ簿（承諾）
	工事打合せ簿（提出）	工事打合せ簿（提出）
	工事打合せ簿（報告）	工事打合せ簿（報告）
	工事打合せ簿（通知）	工事打合せ簿（通知）
	関係機関協議	関係機関協議資料
	近隣協議	近隣協議資料
	確認・立会	確認・立会願
安全管理		工事事務報告書
工程管理	履行報告	工事履行報告書
その他	建設リサイクル	建設副産物処理調書
		再資源化等報告書（建設リサイクル法18条）
		再生資源利用実施書
		再生資源利用促進実施書

情報共有システム  
事前協議チェックシート  
(土木用)

総括 監督員	主任 監督員	監督員

(参考様式)

現場 代理人	主任(監理) 技術者

発議日	令和 年 月 日
工事名	
会社名	

栃木市情報共有システム試行要領に基づき下記のとおり協議致します。

協議項目

1. 使用予定の情報共有システム

システム名	
-------	--

2. 実施予定の工事書類

情報共有システム対象書類一覧表

工事資料名	システム 利用	試行対象 ※1	添付書類 ※2	備 考
施工計画書		○	再生資源利用計画書・再生資源利用 促進計画書 建設副産物処理承認申請書等	
設計図書照査表		○		
工事測量成果表		○		仮BM設置など
工事測量結果		○		
工事打合せ簿		○		
協議資料		○		関係機関協議、近隣協議
確認・立会願		○	状況写真、資料	
工事履行報告書		○	工事実施工程表 (フォローアップ時のみ)	
建設副産物処理調書		○	処理場の実態を確認できる写真、残土 調書、マニフェスト集計表	
再資源化等報告書		○		建設リサイクル法18条
再生資源利用実施書・再 生資源利用促進実施書		○		
施工体制台帳	—	×		
使用材料報告書	—	×		
工事写真	—	×		栃木市工事写真電子納品実 施要領に基づき提出
施工管理報告書	—	×		
工事事務報告書		○		
その他		協議		創意工夫提案資料等

※1 「○」: 情報共有システム試行対象とする。

※2 添付書類のファイル形式は、原則PDFとする。

※3 提示書類は、情報共有システムでの提示はしない。